

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に定める対象建設工事である。

(2) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

構成員4者により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で次に掲げる条件をすべて満たしている者

1 共同企業体のすべての構成員が満たすべき条件

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 熊本県における土木一式工事に係る一般競争参加資格を有する者であること。

(3) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年熊本県告示第111号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中の者でないこと。

(4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 第1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

2 共同企業体の代表者（第一構成員）が満たすべき条件

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（第3の3に掲げる申請書の提出期限の日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以降、かつ、直近の審査基準日のものに限る。以下同じ。）における土木一式工事の総合評点（以下「客観点数」という。）が1,200点以上であること。

(2) 平成7年度以降、元請として完成したNATM工法による延長950m以上、内空断面積50㎡以上のトンネル工事の施工実績を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）

(3) 次に掲げる基準をすべて満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、この配置技術者は、病休、退職等の特別な場合を除き、変更を認めない。

ア (2)に掲げる工事について、監理技術者若しくは主任技術者としての経験を有する者又はこれと同程度の施工経験を有する者

イ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

ウ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者ただし、監理技術者講習修了証については、監理技術者講習修了証を平成16年3月1日以降に新規取得又は更新した場合に限り必要とする。

エ 審査基準日以前に3か月以上の雇用関係がある者

3 共同企業体の第二構成員及び第三構成員が満たすべき条件

(1) 客観点数が1,000点以上であること。

(2) 平成7年度以降、元請として完成した内空断面積50㎡以上のトンネル工事の施工実績を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）

(3) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者ただし、監理技術者講習修了証については、監理技術者講習修了証を平成16年3月1日以降に新規取得又は更新した場合に限り必要とする。

ウ 審査基準日以前に3か月以上の雇用関係がある者

4 共同企業体の第四構成員が満たすべき条件

(1) 客観点数が1,000点以上であること。

(2) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者ただし、監理技術者講習修了証については、監理技術者講習修了証を平成16年3月1日以降に新規取得又は更新した場合に限り必要とする。

ウ 審査基準日以前に3か月以上の雇用関係がある者

5 共同企業体の結成に当たっての条件

(1) 当該工事に関し、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(2) 代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資割合の者としなければならない。

(3) すべての構成員は、15パーセント以上の出資比率としなければならない。

(4) 当該工事について、共同企業体としての一般競争参加資格の認定を受けなければならない。

第3 入札手続等

1 入札事務を担当する部局の名称

郵便番号 862-8570

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県土木部監理課

電話 096-383-1111 内線 6020、6021

2 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 期間
平成17年9月16日(金)から平成17年11月10日(木)(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 場所
1に同じ。
 - (3) 方法
(2)の場所で直接交付する。費用は無料とする。
- 3 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、場所及び方法
- (1) 期間
平成17年9月16日(金)から平成17年10月3日(月)(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 場所
1に同じ。
 - (3) 方法
1の場所へ持参することにより提出すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
- (1) 日時
平成17年11月11日(金)午後2時(郵便による入札書の受領期限は、平成17年11月10日(木)午後5時まで)
 - (2) 場所
郵便番号 862-8570
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁監理課入札室(行政棟本館地下1階)
(郵便による入札の提出場所は、1に同じ。)
 - (3) 方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 第4 その他
- 1 当該競争入札に付する工事の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する県議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決後本契約となるものである。
 - 2 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 3 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金
納付。ただし、国債若しくは県債(利付債に限る。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
 - (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - (4) 最低制限価格の有無 無
 - (5) 落札者の決定方法
熊本県会計規則第89条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
 - (8) 関連情報入手するための照会窓口 第3の1に同じ。
 - (9) 一般競争参加資格を有していない者の参加
一般競争参加資格を有していない者を構成員とする共同企業体も第3の3により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
 - (10) 申請書及び資料の提出と同時に、建設工事入札参加資格申請書(共同企業体)及び建設工事共同企業体協定書の写しを提出すること。
 - (11) 詳細は入札説明書による。
 - 4 競争参加資格確認資料に記載した配置予定技術者を他の工事の配置予定技術者にした場合で、他の工事を落札したことにより本工事に配置予定技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。
 - 5 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細は、特記仕様書等による。

第 5 Summary

- 1 Subject matter of the contract
Construction work of the Kyusendo Tunnel
- 2 Time - limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
5:00 P.M. 3 October 2005
- 3 Time - limit for the submission of tenders
2:00 P.M. 11 November 2005
(tenders submitted by mail 5:00 P.M. 10 November 2005)
- 4 Contact point for the notice
Civil Engineering Administration Division,
Department of Civil Engineering, Kumamoto Prefectural Government,
6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, ZIP 862 - 8570,
TEL 096 - 383 - 1111 (ext 6020 ~ 6021)